

(仮称) 八竜風力発電所更新計画に係る
環 境 影 響 評 価 書

令和5年 1月

株式会社 エムウインズ八竜

はじめに

本図書は、「環境影響評価法」（平成9年 法律第81号）第21条第2項の規定に基づき作成した「（仮称）八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価書」である。

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1 (1)
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1 (2)
2.1 対象事業の目的	2-1 (2)
2.1.1 目的	2-1 (2)
2.1.2 方法書以降の事業計画の変更内容	2-4 (5)
2.1.3 準備書以降の事業計画の変更内容	2-6 (7)
2.2 対象事業の内容	2-9 (10)
2.2.1 特定対象事業の名称	2-9 (10)
2.2.2 特定対象事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類	2-9 (10)
2.2.3 特定対象事業により設置又は変更される発電所の出力	2-9 (10)
2.2.4 対象事業実施区域	2-9 (10)
2.2.5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地利用に関する事項	2-15 (16)
2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項	2-16 (17)
2.2.7 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項	2-35 (36)
2.2.8 土砂の捨場又は採取場に関する事項	2-37 (38)
2.2.9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項	2-37 (38)
2.2.10 その他の事項	2-42 (43)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1 (45)
3.1 自然的状況	3-1 (45)
3.1.1 大気環境の状況	3-3 (47)
3.1.2 水環境の状況	3-13 (57)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-23 (67)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-25 (69)
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-28 (72)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-77 (121)
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3-83 (127)
3.2 社会的状況	3-85 (129)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-86 (130)
3.2.2 土地利用の状況	3-94 (138)
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-96 (140)
3.2.4 交通の状況	3-98 (142)
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置 の状況及び住宅の配置の概況	3-100 (144)
3.2.6 下水道の整備状況	3-104 (148)
3.2.7 廃棄物の状況	3-105 (149)
3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-107 (151)
3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ	3-147 (191)

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	4-1 (192)
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	4-1 (192)
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	4-1 (192)
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由	4-3 (194)
4.2 調査、予測及び評価の手法	4-5 (196)
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-8 (199)
4.3.1 騒音及び超低周波音	4-8 (199)
4.3.2 風車の影	4-12 (203)
4.3.3 動物	4-16 (207)
4.3.4 植物	4-30 (221)
4.3.5 生態系	4-40 (231)
4.3.6 景観	4-46 (237)
4.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場	4-58 (249)
4.4 総合的な評価	4-61 (252)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	5-1 (254)
5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見	5-1 (254)
5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解	5-5 (258)
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	6-1 (260)
6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	6-1 (260)
6.1.1 方法書の公告及び縦覧等	6-1 (260)
6.1.2 方法書についての意見の概要と事業者の見解	6-4 (263)
6.2 方法書についての秋田県知事の意見及び事業者の見解	6-16 (275)
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	7-1 (278)
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	8-1 (280)
8.1 環境影響評価の項目の選定	8-1 (280)
8.1.1 環境影響評価の項目	8-1 (280)
8.1.2 環境影響評価項目の選定理由	8-6 (285)
8.2 調査、予測及び評価の手法の選定	8-10 (289)
8.2.1 専門家等へのヒアリング	8-10 (289)
8.2.2 調査、予測及び評価の手法	8-12 (291)
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての 経済産業大臣の助言	9-1 (352)

第 10 章 環境影響評価の結果	10. 1. 1-1 (353)
10. 1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10. 1. 1-1 (353)
10. 1. 1 窒素酸化物	10. 1. 1-1 (353)
10. 1. 2 粉じん等	10. 1. 2-1 (381)
10. 1. 3 騒音	10. 1. 3-1 (395)
10. 1. 4 超低周波音	10. 1. 4-1 (445)
10. 1. 5 振動	10. 1. 5-1 (486)
10. 1. 6 風車の影	10. 1. 6-1 (502)
10. 1. 7 電波障害	10. 1. 7-1 (515)
10. 1. 8 動物	10. 1. 8-1 (526)
10. 1. 9 植物	10. 1. 9-1 (779)
10. 1. 10 景観	10. 1. 10-1 (815)
10. 1. 11 人と自然との触れ合いの活動の場	10. 1. 11-1 (856)
10. 1. 12 廃棄物等	10. 1. 12-1 (868)
10. 1. 13 専門家等からの意見の概要	10. 1. 13-1 (871)
10. 2 環境の保全のための措置	10. 2-1 (875)
10. 2. 1 環境の保全のための措置の基本的な考え方	10. 2-1 (875)
10. 2. 2 環境保全措置の検討の経過及び結果	10. 2-2 (876)
10. 2. 3 環境保全措置の検討結果の整理	10. 2-8 (882)
10. 3 事後調査	10. 3-1 (901)
10. 3. 1 事後調査	10. 3-1 (901)
10. 3. 2 検討結果の整理	10. 3-6 (906)
10. 4 環境影響の総合的な評価	10. 4-1 (911)
第 11 章 準備書についての意見と事業者の見解	11-1 (941)
11. 1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	11-1 (941)
11. 1. 1 準備書の公告及び縦覧等	11-1 (941)
11. 1. 2 準備書についての意見の概要と事業者の見解	11-5 (945)
11. 2 準備書についての秋田県知事の意見及び事業者の見解	11-13 (953)
第 12 章 準備書に対する経済産業大臣の勧告	12-1 (956)
第 13 章 環境影響評価準備書からの主な変更事項	13-1 (959)
第 14 章 環境影響評価書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地	14-1 (965)

第 15 章 その他環境省令で定める事項	15-1 (966)
15. 1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、 並びに事業者の見解	15-1 (966)
15. 1. 1 配慮書についての秋田県知事の意見及び事業者の見解	15-1 (966)
15. 1. 2 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解	15-4 (969)
15. 2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を 決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	15-16 (981)
15. 2. 1 配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果	15-16 (981)
15. 2. 2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の 配慮に係る検討経緯	15-21 (986)

資料編

資料 1 既設風車における死骸調査結果	資料 1-1 (1)
資料 2 既設風車周辺におけるトビの確認状況	資料 2-1 (23)
資料 3 既設風車における騒音調査結果	資料 3-1 (39)
資料 4 現地風況の把握	資料 4-1 (47)
資料 5 植生調査結果（群落組成表、植生断面図）	資料 5-1 (53)
資料 6 生態系の状況	資料 6-1 (63)
資料 7 昆虫類の確認種リスト	資料 7-1 (71)
資料 8 文献等により抽出された動植物	資料 8-1 (85)
資料 9 EN1 における騒音の予測結果（計算過程記載）	資料 9-1 (105)